

公園及び街路樹の包括管理業務委託の検討方針（素案）

1. 包括管理業務委託とは

包括管理業務委託とは、公共施設の管理・運営を受託した事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に実施できるよう、従来、個別に委託していた複数の業務や施設などを複数年度にわたり包括的に委託することを意味します。

2. 宝塚市の公園及び街路樹維持管理の課題

宝塚市（以下、「市」という。）が管理する公園緑地や街路樹等では、施設の老朽化や樹木の大径化に伴う管理負荷が拡大してきており、今後もその傾向が長期的に継続することが見込まれます。しかし、予算が限られていることから、健全な樹形形成を意識した維持管理ができず、数年に一度強剪定を行っている状況です。

そのため、市では公園緑地や街路樹等の維持管理水準の向上、管理体制の充実、関連業務の効率化及びより質の高い市民サービスを提供することを目的に、公園及び街路樹の包括管理業務委託の導入に向けた検討を行っています。

◎公園及び街路樹の包括管理業務委託により期待する効果

- ・ 維持管理業務の包括化により、公園及び街路樹の管理水準の向上、業務の効率化が期待できる。
- ・ 受託者では、複数年度にわたる業務規模ならびに裁量範囲の拡大により、スケールメリットの発揮によるコストの縮減、計画的な業務実施、創意工夫やノウハウ発揮によるサービス水準の向上等が期待される。
- ・ うち、街路樹については、継続的に維持管理を委託することで、樹形を意識した剪定を行いやすい。
- ・ 維持管理業務効率化に伴う、行政事務負担を含めたトータルコストの軽減などが期待できる。
- ・ 窓口対応を包括管理の業務に含める場合は、不具合等の通報から対応までの所要時間の短縮を期待できる。

3. 公園及び街路樹の包括管理業務委託の当初イメージ

包括管理業務委託の具体的内容は今後検討を進める方針ですが、検討の素案として、対象施設、業務範囲は次のイメージを持っています。

(1) 対象とする施設

- ・ 公園緑地等（都市公園、都市緑地）

- ・ 街路樹
- ・ 開発残存緑地
- ・ 道路緑地

(2) 対象とする業務

- ・ 公園緑地等の除草、清掃、公園樹の剪定・伐採、園内巡回（施設目視確認等）
- ・ 街路樹の剪定・伐採
- ・ 開発残緑地の除草、清掃、剪定
- ・ 市民との窓口業務

4. 今後の検討方針

今後、宝塚市パークマネジメント計画等審議会において、包括管理業務委託の事業概要や導入までの進め方等について検討を行う方針です。

その後、令和 7 年度に説明会等を通じた事業者との意見交換を行い、その結果を踏まえた業務委託の内容や条件等の整理を行い、令和 8 年度の公募実施、令和 9 年度の包括管理業務委託開始をめざしています。